平成２４年（フ）第１１号
宮城県大崎市古川福沼２丁目11番28号　地蔵ハイツ１号
債務者　佐藤　弘康
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１００３号
兵庫県西宮市鳴尾町５丁目６番18―201号
債務者　松谷　和子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０５７号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８番２―501号
債務者　中島　武彦
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０９８号
兵庫県尼崎市西川１丁目７番１―411号、前住所兵庫県尼崎市次屋３丁目７番２号
債務者　長田　宏美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１１３号
兵庫県芦屋市打出町５番17号
債務者　永野美枝子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第７３号
兵庫県たつの市龍野町日山395番地
債務者　大橋　由紀
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第７５号
兵庫県揖保郡太子町太田1834番地１、前住所兵庫県姫路市川西47番地
債務者　福崎　智晴
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第３９０号
徳島県徳島市不動東町４丁目1533番地
債務者　岡久　　洋
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８号
徳島県阿南市桑野町落合８番地14、旧住所徳島県阿南市桑野町紺屋６番地２
債務者　坂東　好雄
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１号
徳島県阿南市津乃峰町長浜18番地614号、旧住所徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村147番地３
債務者　小林　英之
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第２号
徳島県阿南市津乃峰町長浜18番地614号、旧住所徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村147番地３
債務者　小林　伸子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第１号
徳島県美馬市美馬町字天神99番地１
債務者　中野　幸司
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第１２号
北九州市八幡西区浅川台２丁目１番２―106号
債務者　神野　善則
1　決定年月日時　平成24年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２１号
北九州市小倉南区中曽根東２丁目５番３号
債務者　嶽　美奈子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４５号
北九州市八幡西区春日台１丁目21番１―102号
債務者　小澤　賢二
1　決定年月日時　平成24年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２８０号
神戸市垂水区星陵台３丁目３番４号
債務者　柳沢　正男
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２８１号
神戸市垂水区星陵台３丁目３番４号
債務者　柳沢　辰枝
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４１９号
神戸市長田区海運町５丁目１番26―404号
債務者　岩﨑　　瞳
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部